

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第19条第3項の規定に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、職員とは、定款第19条第2項の規定に基づき会長が任命したものを言う。

(給与の種類)

第3条 この規程による給与とは、給料(基本給)、扶養手当、管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、宿泊手当、休日勤務手当、通勤手当、住宅手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(職員の等級)

第4条 職員の給料は月給とし、給料表別表第1によるものとする。

2 職員の職務はその複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを給与表に定める職務の級に分類するものとし、その分類に基準となる職務の内容は級別職務表別表第2によるものとする。

(給料)

第5条 職員の受ける給料の額は、その者の職務、資格、学歴、勤務年数、経歴年数、その他の条件を勘案して会長が決定する。

2 第1項の規定にかかわらず、局長の給料については、指定職給料表別表第3によるものとする。

3 職員の初任給は、別表第4の定めるところにより、会長が決定する。

4 職員の給料は、職員として採用後、勤務した年数により区分した別表第1を適用する。ただし、勤務した年数区分の期間に到来した職員については、第8条第2項の定めるところにより昇給させるものとする。

(辞令の交付)

第6条 新たに職員として採用された者には採用の当日、給料の等級、号給等を明示した辞令を交付する。

2 前項の規定は、職員の昇給、昇格について準用する。

(昇給)

第7条 職員が既に受けている号給を受けるに至ったときから12月をくだらない期間を良好な成績で勤務したときは、4号給上位の号給に昇給させることができる。

2 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

4 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 昇給の時期は、4月1日とする。

(昇格)

第8条 昇格とは、職員の給料の級を1級上位の級に決定することをいう。

2 昇格させた職員の給料月給は、昇格した前日に受けていた号級に対応する別表第5に定める昇格時号級対応表の昇格後の号級欄に定める号級とする。

(給料の支払方法)

第9条 給料の計算期間は、月の初日から月末までとし、その支給日は、毎月21日とする。その日が土曜日及び日曜日又は休日に当たるときは、その前日に支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が退職したときは、その日まで給料を支給し、死亡したときは、その月まで支給する。

4 前2項の規定により給料を支給する場合は、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎とし、日割りによって計算する。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、職員と生計維持関係にあり、かつ他に生計の途がない次の扶養親族を扶養する職員に支給する。

(1) 配偶者

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳上の父母及び祖父母

(5) 満22歳未満の弟妹

(6) 心身障害者

2 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については、1人につき、6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については、1人につき10,000円とする。なお、前項第2号に該当する者のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算する。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうちでその勤務の特殊性に基づき、事務局長については別表第6に掲げる支給額、その他の職員

については給料月額に別表第7に掲げるそれぞれの支給割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当を支給しないものとする。ただし、第21条第1項の場合及び業務上負傷し又は疾病にかかり、第18条の規定に基づいて勤務しないことにつき会長の承認があった場合を除く。

(地域手当)

第12条 地域手当は、給料月額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

第13条の2 宿泊手当の額は、1回あたり2,200円とする。

(休日勤務手当)

第14条 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員就業規則(昭和56年4月1日施行)第11条に規定する休日(以下「休日」という。)に勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の125から100分の135までの範囲内で、会長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

- 2 勤務の特殊性のため、会長が特に勤務日を定めた職員が、所定の休日に勤務することを命ぜられた場合には、勤務した全時間に対して、前項で規定する休日勤務手当を支給する。

- 3 前項に規定する職員の所定の勤務日が、休日に当たっても休日勤務手当は支給しないものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 第13条及び第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 交通機関を利用して通勤することを常例とする職員。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く(次号において同じ)

- (2) 自転車等を用いて通勤することを常例とする職員
- (3) 前各号の規定に該当する職員以外の職員（勤務公舎内に住み込む者を除く）

2 通勤手当の月額、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号の職員その者の1箇月の運賃等相当額。ただし、その額が45,000円を超えるときは、超える額の2分の1（超過額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円を限度とする）を45,000円に加算した額

(2) 前項第2号の職員

イ	通勤距離が片道2キロメートル以上 3キロメートル未満の者	4,500円
	通勤距離が片道3キロメートル以上 4キロメートル未満の者	6,000円
	通勤距離が片道4キロメートル以上 5キロメートル未満の者	7,000円
ロ	通勤距離が片道5キロメートル以上 7キロメートル未満の者	7,700円
ハ	通勤距離が片道7キロメートル以上 9キロメートル未満の者	9,500円
ニ	通勤距離が片道9キロメートル以上 11キロメートル未満の者	11,500円
	通勤距離が片道11キロメートル以上 15キロメートル未満の者	13,000円
ホ	通勤距離が片道15キロメートル以上 20キロメートル未満の者	15,000円
ヘ	通勤距離が片道20キロメートル以上 25キロメートル未満の者	18,000円
ト	通勤距離が片道25キロメートル以上 30キロメートル未満の者	21,000円
	通勤距離が片道30キロメートル以上 35キロメートル未満の者	24,000円
	通勤距離が片道35キロメートル以上 40キロメートル未満の者	27,000円
チ	通勤距離が片道40キロメートル以上の者	30,000円

- (3) 職員が休暇、欠勤その他の事由により、月の当初から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、その月の通勤手当は支給しない。

(住宅手当)

第17条 住宅手当は次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住居（貸間を含む）を借り受け、月額6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ）を支払っている職員。
- (2) その所有に係る住居に居住している職員で世帯主である者。

2 住宅手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

イ	月額17,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から6,000円を控除した額
---	-------------------------	---------------------

ロ 月額17,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から17,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 3,500円
(給料の減額)

第18条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給料を支給する。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を基準日と言う。）に在職する職員に対して、それぞれの基準日から起算して15日を超えない範囲内において支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し又は死亡した日現在、以下次条第2項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額に、6月支給の場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項によるもののほか、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、5級及び4級の職にあっては100分の10、3級の職にあっては100分の5を乗じて得た額を加算した額を期末手当基準額とする。

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては退職し又は死亡した日現在、以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、100分の90を乗じて得た額の範囲を超えてはならない。

3 前条の第3項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同項中「前項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

（休職者の給与）

第21条 職員が業務上負傷し、または疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中その者に給与の全額を支給する。

（局長職にある者の手当）

第22条 局長職にある者には、第10条に規定する扶養手当、第12条に規定する地域手当、第17条に規定する住宅手当、第19条に規定する期末手当及び第20条に規定する勤勉手当は、支給しない。

（その他の任用職員）

第23条 福祉職員及び嘱託職員並びに臨時職員の給与は、予算の範囲内で会長が別に定める。

（補則）

第24条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年3月28日から施行し、昭和61年4月分給与から適用する。

附 則

この規程は、昭和62年2月13日から施行し、昭和61年4月分給与から適用する。

附 則

この規程は、昭和63年1月27日から施行し、昭和62年4月分給与から適用する。

附 則

1 この規程は、平成元年2月3日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

2 前項の規定に基づき、昭和63年4月以降当該規定に基づき支払われた職員の給与は内金とする。

附 則

この規程は、平成2年12月19日から施行し、平成2年4月1日より適用する。

(給与の内払)

改正前の筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて既に支払われた平成2年4月1日から平成2年12月31日までの間の給与は改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成2年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成3年4月1日より適用する。ただし、平成3年11月30日までは、従前どおりとする。

(給与の内払)

- 2 改正前の筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて既に支払われた平成3年4月1日から平成3年11月30日までの間の給与は改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成4年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、定款変更に伴う条文の訂正については平成5年5月28日、その他給与改訂については平成5年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成7年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成8年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成9年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成11年1月14日から施行し、平成10年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成11年12月9日から施行し、平成11年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年2月22日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程附則第1項から第4項までの規定は、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当に関する特例)

3 平成14年3月に支給する期末手当の額に限っては、筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程第17条第2項の規定にかかわらず「100分の55」を「100分の45」として得た額とする。

(給与の内払い)

4 改正前の筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて、平成13年4月1日からこの規程施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年1月17日から施行し（筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程の一部を改正する規程）、平成15年1月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年12月1日より施行する。ただし、第2条については、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程第19条第1項から第3項の規定又は第21条第1項から第3項までにより算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員

となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）にあたっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1・07を乗じて得た額に同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該機関を考慮して規則で定める月数）を乗じて得た額。

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1・07を乗じて得た額。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年12月1日より施行する。ただし、第2条については、平成18年4月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規程による改正後の社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程第19条第1項から第3項の規程又は第21条第1項から第3項までにより算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成17年4月1日において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当の月額合計額に100分の0・36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0・36を乗じて得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月6日から施行し、平成18年4月1日から適用

する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げる職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表1の給与表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(会長が定める職員にあっては、会長の定める期間。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 附則第2項及び第3項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、この規程による改正前の給与規程及び細則等に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日に受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第19条第3項(給与規程第20条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは「給料と前項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)は、平成19年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 3 改正前の筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて既に支払われた平成19年4月1日から平成19年11月30日までの間の給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条及び第20条の規定の適用については、第19条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第20条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

(施行期日)

- 2 この規程は、議決の日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年12月9日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年12月1日から適用し、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程第19条第2項中の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成22年4月1日において、次の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げる以外の職員（以下この条において「減額改定対象職員」という。）にあっては、平成22年4月1日において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.19を乗じて得た額に同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

職務の級	
1級	1号級から93号級まで
2級	1号級から64号級まで
3級	1号級から48号級まで
4級	1号級から32号級まで
5級	1号級から24号級まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

附 則

この規則は、議決の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成23年12月に支給する期末手当の額は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程第19条第2項中の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成23年4月1日において、次の表の給料表欄、職務の級欄及び号級欄に掲げる以外の職員（以下この条において「減額改定対象職員」という。）にあっては、平成23年4月1日において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額の100分の0.23を乗じて得た額に同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

職務の級	
1級	1号級から93号級まで
2級	1号級から76号級まで
3級	1号級から60号級まで
4級	1号級から44号級まで
5級	1号級から36号級まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新たな給与表の給与月額が平成27年3月31日に受けていた給与月額に達しない職員に対しては平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給与として支給する。

附 則

(施行期間)

1 この規程は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程を適用する場合には、改正前の筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて既に支払われた給与は、改正後の筑紫野市社会福祉協議会給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程を適用する場合には、改正前の筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程の規定に基づいて既に支払われた給与は、改正後の筑紫野市社会福祉協議会職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の改正後給与規程第10条第2項の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については一人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人について10,000円）、同項第3号から同項第6号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については、9,000円）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から適用する。